

令和6年度 市民税・都民税申告書の書き方

■ 申告に必要なもの（郵送で提出される際は同封をお願いします）

- 申告書(同封のもの)
「申告者氏名」「TEL」欄を記入してください。
- 収入および経費のわかるもの(令和5年1月から12月までに支払いを受けたもの、支払ったもの)
源泉徴収票、給与明細書、収入・必要経費の明細書 ※少額であっても全て持参してください。
- 所得控除用の領収書・明細書(令和5年1月から12月までに支払ったもの)
 - ・国民年金保険料・生命保険・地震保険の**控除証明書**(源泉徴収票に控除額が記載されている場合は不要)
 - ・医療費控除を受ける場合は**合計金額及びその内訳を記載した明細書**
※医療費控除を申告される場合は、**予め明細書を作成し、持参してください。**
 - ・その他、寄附金の支払いを証明する領収書(寄附金に関する控除をご希望の場合) など
- 障害者手帳・カード(愛の手帳含む)
身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳等)、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳など
※郵送の場合は、障害種別と等級が記載されているページのコピーを同封してください。

日本国外の親族を扶養する場合は以下のものが必要です。

- 親族関係書類
戸籍の附票の写し、外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類など
- 送金関係書類
送金依頼書などの金融機関の書類(納税者から、その国外居住親族に直接支払いをしたことを明らかにする書類)
- その他必要な書類
右下部の⑩をご確認いただき、国外の扶養親族に関する必要書類を添付してください。
なお、書類が日本語以外の言語で作成されている場合は、和訳された書類の添付も必要となります。

下記★印の項目については、**根拠資料を添付しただけで、金額は記入しなくて結構です。**

- ・所得税を納付しなければならぬ方や所得税の還付申告をされる方は、税務署等で確定申告が必要です。
- ・ご自身が確定申告の必要があるか判断がつかない場合は、青梅税務署へご相談ください。

① [公的年金] 欄 ★

厚生年金、国民年金、共済年金など
「公的年金等の源泉徴収票」に記載された**支払金額**を記入してください。※複数の場合は合計額(遺族・障害年金は裏面7番に記入してください)

② [給与][専従者給与] 欄 ★

お勤め先の給与、賃金、賞与など
「給与所得の源泉徴収票」に記載された**支払金額**を記入してください。※複数の場合は合計額(専従者給与は[専従者給与]欄へ記入してください)

③ [個人年金・シルバー・工賃] 欄 ★

個人年金、シルバー人材センターの配分金、福祉作業所で支払われた工賃など「支払証明書」に記載された**支払金額**を記入してください。※複数の場合は合計額

④ [医療費控除] 欄 ★

【医療費控除を申告される場合】
令和5年中に支払った医療費の詳細がわかる「**医療費控除の明細書**」の添付が必要です。
あなたやあなたと生計を一にする親族のために、あなたが令和5年中に支払った医療費が一定額を超えた場合に対象となる控除です。
※控除限度額は200万円です。

【セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を申告される場合】
※こちらの控除を受ける場合は、医療費控除を受けることはできません。
表面④の「セルフメディケーション税制を適用」にチェックを付けてください。また、「スイッチOTC医薬品の購入日や購入額・合計金額などが記載された明細書」の添付が必要です。
※控除限度額は8.8万円です。
※スイッチOTC医薬品とは医療用から市販薬として転用された医薬品です。
※特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診のいずれかを受けられている方が対象となります。

※医療費控除・医療費控除の特例で申告した支払額の領収書は、市及び税務署等から提出または提示を求めることがあります。5年間は保管してください。

申告書 (表面)

収入欄: 公的年金 3,000,000円、専従者給与 0円、個人年金やシルバー人材センターなどから支払われた金額を右の欄に記入。それ以外の収入がある場合は種類と金額を記入。必要経費がある場合は裏面へ。

所得控除欄: ④ 医療費控除 (300,000円)、⑤ 社会保険料控除 (100,000円)、⑥ 生命保険料控除 (50,000円)、⑦ 地震保険料控除 (30,000円)

所得控除欄: ⑧ 配偶者・扶養親族に関する控除 (羽村 美子、羽村 男子、羽村 子母)

所得金額調整控除の対象者について: 対象者は給与収入850万円超の方のうち、次のA～Cのいずれかの条件を満たす方となります。

A: 本人が特別障害者
B: 年齢23歳未満の扶養親族を有する
C: 特別障害者である同一生計配偶者、もしくは扶養親族を有する

上記のうち、BまたはCを満たす対象者はいないが、配偶者控除や扶養控除等を適用しない方は、⑩欄に記入の上、「調整」欄に○をつけてください。

該当する際の控除額や、関連する制度については羽村市公式サイトをご覧ください。

⑤ [社会保険料控除] 欄

あなたやあなたと生計を一にする親族が負担することになっている国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料等が対象です。
あなたが令和5年中に支払った保険料を記入してください。

⑥ [生命保険料控除] 欄 ★

あなたや親族の方が受取人になっている生命保険契約等が対象です。保険会社から送付された控除証明書を確認し、あなたが令和5年中に支払った保険料を記入してください。
契約内容により5種類に分かれます。

⑦ [地震保険料控除] 欄 ★

あなたが令和5年中に支払った地震保険料が対象です。保険会社から送付された控除証明書を確認し、保険料を記入してください。
「旧長期損害保険」と「地震保険」の2種類に分かれます。

⑧ [配偶者・扶養親族に関する控除] 欄

令和5年中の所得が48万円以下の親族を扶養していた場合に受けられる控除です。扶養している配偶者と扶養親族の氏名・続柄・生年月日・障害者手帳等をお持ちの場合はその等級を記入してください。同居ではない扶養親族については、住所も記入してください。
※合計所得が1,000万円を超える方は、配偶者控除が適用されませんが、生計を一にする配偶者を扶養していた場合は、配偶者の氏名・生年月日を記入してください。
※扶養控除等の適用を受けず、所得金額調整控除の適用だけを受けられる場合、「調整」欄に○をつけてください。対象者については左下の欄⑩をご覧ください。

⑨ [本人該当] 欄

※該当される場合のみ記入してください。「障害者」種類と等級を記入してください。「寡婦」「ひとり親」該当する欄の口にチェックを入れてください。「勤労学生」学校名を記入してください。「未成年」該当する欄の口にチェックを入れてください。

申告書 (裏面)

1. 給与所得のある方で源泉徴収票をもらえない方は、雇用主に月別の収入
2. 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項
3. 寄附金に関する事項
4. 営業所得・農業所得・不動産所得のある方は、収支明細書を記入してください
5. 国外の扶養親族等に関する事項
6. 個人番号を記入してください
7. 収入(所得)のなかった方、非課税所得のみの方は、この欄に令和5年中の生活状況を記入してください
8. 収入(所得)のなかった方へ
9. 扶養親族等に関する事項

収入(所得)のなかった方、非課税所得のみの方は、この欄に令和5年中の生活状況を記入してください。

収入(所得)のなかった方へ

扶養親族等に関する事項

令和5年1月1日以降、国外居住者である親族について扶養控除等(扶養控除、障害者控除)の適用を受ける場合には、その親族に係る「親族関係書類」、「留学ビザ等書類」、「障害者であることがわかる書類」又は「38万円以上送金したことがわかる書類」を添付する必要があります。

対象者がいる場合は「国外扶養親族」欄に対象者の名前を記入し、「国外居住区分」欄の控除対象となる理由に当てはまる口にチェックを入れてください。

※国外扶養親族が配偶者である場合はこれまで通り、婚姻関係を証明できる書類があれば配偶者控除を適用することが可能です。